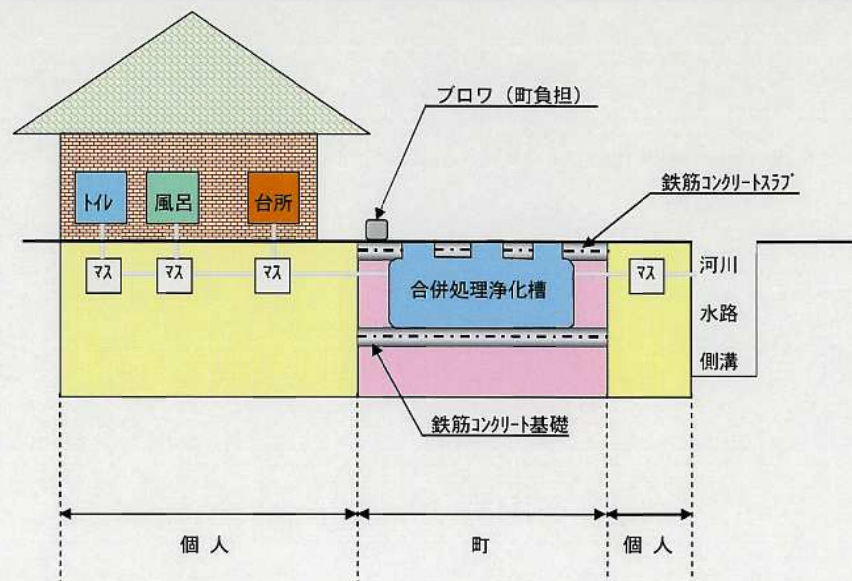


## V. 合併処理浄化槽設置までの手続き



主な手続きは次のとおりです

1. 浄化槽設置申出書を提出 (設置者 → 町)
2. 浄化槽設置決定通知書・工事計画書作成 (町 → 設置者)
3. 工事計画承認・諸契約等 (町・設置者)
4. 工事開始
5. 工事完了・検査引渡し
6. 浄化槽使用開始届提出 (設置者 → 町)

その後の毎月の経費

使用料納付 (設置者 → 町)

その他、必要なこと

浄化槽を使用するには排水設備工事が必要ですが、個人負担で施工していただきますので、直接排水設備指定工事店にご相談ください。

## 環境にやさしいまちづくり

～水と暮らす美しいまち奈義町清流再生計画～



## 奈義町地域整備課



## I. 川や海を汚す原因について

現在、川や海の汚れの大きな原因は各家庭から出る生活排水といわれています。

例えば、醤油、味噌汁の残り、使用済みの天ぷら油、米のとぎ汁、さらに洗濯、お風呂の石鹸水等が、川、海に流れ込み、これが毎日たくさん行われている為、川が自然の浄化作用を失い汚れていくのです。

もしこれだけの汚れのもとを川や海に流すと・・・

汚れのもと	汚れのおおよその値 BOD (mg/l)	魚が住める水質(BOD: mg/l程度)に 風呂桶何杯分排水の量が必要?
しょう油 大さじ1杯 (15ml)	220,000	× 1.5 杯
みそ汁 一人前 (200ml)	37,000	× 4.7 杯
マヨネーズ 大さじ1杯 (15ml)	1,290,000	× 12 杯
使用済み てんぷら油 (500ml)	1,400,000 ~ 1,670,000	× 330 杯
ラーメンの汁 (200ml)	24,000 ~ 26,000	× 3.3 杯
日本酒 (20ml)	188,000 ~ 200,000	× 2.7 杯
ジュース コップ1杯 (180ml)	7,700 ~ 110,000	× 13 杯
牛乳 (200ml)	78,000 ~ 83,000	× 10 杯

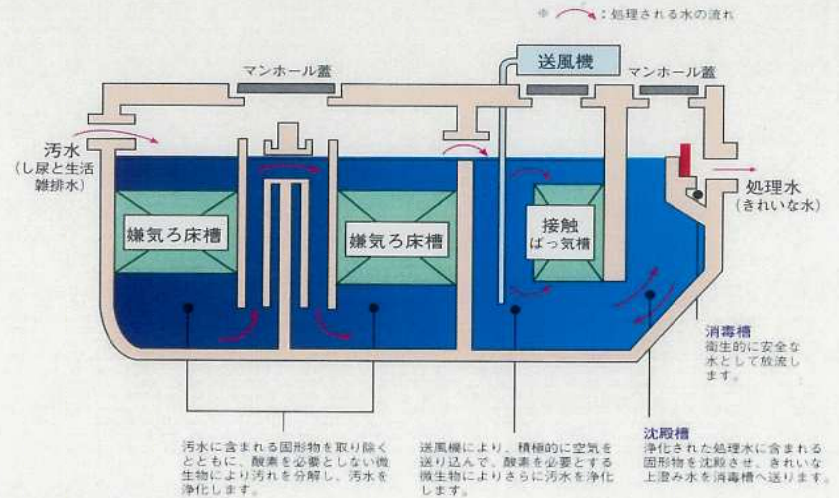
※ BOD (ビー・オー・ディー) とは、水の汚れの度合いを示す指標のひとつで生物化学的酸素要求量ともいいます。これは有機性の汚れを微生物が食べて分解するのに必要な酸素の量のことで、一般的にmg/lで表します。水が汚れていれば、それだけ酸素の量が必要で、BODの値も大きな数字となり、きれいな水はBODの値もそれだけ小さくなります。

## II. 自然を守る合併処理浄化槽について

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水をあわせて処理する設備で、汚れの指標であるBODを90%以上除去する性能を備えており、その放流水質のBODは2.0mg/l以下と、下水道の処理水質と同等レベルまで浄化することが出来ます。浄化槽の中に単独処理浄化槽がありますが、これは水洗便所からのし尿のみを処理するもので浄化能力も60%程度であり、水環境の改善を図るためにも単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をお願いします。

## <合併処理浄化槽の仕組み>

合併処理浄化槽の処理方式は大きく分けて、「BOD除去型」と「BOD・窒素除去型」、「BOD・窒素・りん除去型」がありますが、いずれも微生物の働きを利用して、家庭からの排水をきれいにするものです。



## III. 浄化槽設置の費用について

合併処理浄化槽の設置及びブロワ（送風機）は町が無償で行いますが、受益者分担金として30万円を納めていただきます。（※浄化槽上部の支障物件を去除する場合等の費用は、個人負担となります。）

生活雑排水を浄化槽に流すための施設（排水管・汚水ます等）を排水設備といいますが、排水設備とトイレ・台所等の工事費は下水道事業と同様に個人負担となります。

## IV. 使用料について

使用料は、下水道使用料相当額から500円（電気代相当）を控除した額を納めていただく予定です。

※下水道使用料相当額は下記の表により算出した合計額です。（1円未満切捨て）

料金区分	汚水量	使用料
基本料金	10 m <sup>3</sup> まで	1,650円
超過料金	1 m <sup>3</sup> につき	165円

区分	使用状況		
	上水道のみ	上水道・井戸水等併用	井戸水等のみ
一般家庭用	上水道使用水量 (10 m <sup>3</sup> までは基本水量)	上水道使用水量 +1世帯当り6 m <sup>3</sup> /月	1人当り6 m <sup>3</sup> /月
事業所等	上水道使用水量 (10 m <sup>3</sup> までは基本水量)	上水道使用水量 + 井戸水等使用水量 (メーター設置)	井戸水等使用水量 (メーター設置)